

施策目標 1 農地を守り、活かす



遊休農地等の縮減と農地有効活用体制の整備

高齢化や担い手不足で増えている遊休農地等を防ぎ、農地を集約・活用できる仕組みを整えます。農地を守りながら効率的に活かし、地域の景観や環境保全にもつなげていきます。

基本方針

- ①農地の集約化と担い手への利用集積 ②遊休農地等の発生防止と再生利用の推進
- ③条件不利地の多面的活用と環境保全 ④地区営農組合等を中心とする農地管理体制の整備

基本方針	内容	想定される施策
①農地の集約化と担い手への利用集積	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画に基づき、認定農業者や法人への農地集積・集約を支援し、農作業の効率化を進めます。 ・中間管理機構や市が仲介役となり、農地の利用権設定を通じて担い手に集積します。 ・空き家バンクと連携し、農地利用と居住を一体的に推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の活用 ・担い手間の利用調整 ・利用権設定の支援
②遊休農地等の発生防止と再生利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作者不在農地を一時的に受け入れる体制を整備し、放棄地化を防ぎます。 ・条件の悪い農地は、管理を最小限にとどめるエリアとして区分し、その分を優良な農地の維持・活用に集中します。 ・荒廃農地は果樹団地化や市民農園等として再生利用を模索するとともに、ミツバチの蜜源とするなど、手をかけすぎない管理（粗放的管理）も取り入れ、景観づくりや地域の活性化につなげます。 ・バイオマス利用等については、先進事例などを踏まえ、活用に適した作物も含めて研究・検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地バンク制度の導入 ・農地パトロールの実施 ・再生利用に向けた支援 ・バイオマス利用に関する研究・検討

基本方針	内容	想定される施策
③条件不利地の多面的活用と環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地では中山間地域農業直接支払事業等を活用し、農業と地域資源保全を両立します。 ・獣害防止柵や里山管理をあわせて行い、農業と自然環境の持続的な共存を図ります。 ・有害鳥獣害対策として、粗放的管理と組み合わせた管理方法を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払事業の活用 ・多面的機能支払事業の活用 ・景観作物の導入 ・有害鳥獣駆除対策連絡協議会との連携
④地区営農組合等を中心とする農地管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとに管理ルールや役割分担を定め、草刈りや水路管理を共同で実施します。 ・地域で農地パトロールの体制をつくり、放置された農地や管理されていない農地を早めに見つけて対応できるようにします。 ・地域全体で利用調整を行い、農業法人や認定農業者への集約を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農地パトロールの実施 ・草刈り等の共同実施 ・集落営農法人経営強化支援事業の推進

評価指標

指標	総合計画	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)	備考
農振農用地面積	○	1,842ha	1,822ha	年間4haの減少を抑えることを目標（第5次総合計画より）
遊休農地面積	○	17ha	12ha	年間1haの減少を目標（第5次総合計画より）
環境保全型農業直接支払事業取組面積	○	17.9ha	32.9ha	年間3ha増を目標（第5次総合計画より）
担い手への農地集積率		66.3%	70%	現状値：担い手の農地利用集積状況調査R8.3現在（農林水産省）より